

平成28年川俣町議会第5回定例会会議録

平成28年川俣町議会第5回定例会は、9月9日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育長	神田紀君	教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君
子育て支援課長	佐藤真寿夫君	生涯学習課長	山口功君
代表監査委員	斎藤庸夫君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内彰 書記長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第85号 平成28年度川俣町一般会計補正予算（第2号）

（質疑・討論・採決）

議案第86号 平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（質疑・討論・採決）

議案第87号 平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）

（質疑・討論・採決）

議案第88号 平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（質疑・討論・採決）

議案第89号 平成28年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）

（質疑・討論・採決）

- 議案第 9 0 号 平成 2 8 年度川俣町小島財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
（質疑・討論・採決）
- 議案第 9 1 号 平成 2 8 年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
（質疑・討論・採決）
- 議案第 9 2 号 平成 2 8 年度川俣町大綱木財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
（質疑・討論・採決）

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、6番議員 新関善三君、7番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，議案第85号「平成28年度川俣町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。

10番 遠藤宗弘君。

自席でお願いします。（発言する者あり）慣例で自席で行っていただいておりますので、自席でお願いします。

○10番（遠藤宗弘君） じゃあ、議長の許可を得たので、自席でやらせていただきます。

まず、第1点は、13ページにあるわけですが、議会の映像配信事業費なんですけど、この中身を見ますと、本会議場には、当然これ、映像配信が載っているわけですが、それと同時に、聞くところによると、全員協議会室にも映像装置を設置するというふうな話が漏れ聞こえてくるわけですが。私は、これは、映像配信やるのであれば、本会議場で決算委員会や予算委員会も行えば、何も映像配信を二通り設置する必要はないんじゃないかと。経費の削減上や何かも考えて、これは本会議場を有効に使うということから考えれば、それで十分に賄えるものだというふうに考えるわけです。

だから、映像配信は、本会議場だけで十分ではないかと考えるものですから、議長のお考えを質しておきたいと思う次第であります。

それから、二つ目の問題は、土地借上料の問題であります。これも13ページに…  
…（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 今、遠藤議員の、議長に対して質問したということですが、議長に対しては質問できないかと思いますが。見解をお願いします。

○議長（斎藤博美君） 私もその認識で、答える考えはありません。

1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） それでは、取り消しをお願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 取り消しを願います。

○10番（遠藤宗弘君） いや、これ、映像配信の議場設置についての発言なんですよ。

映像配信を二通り設置する必要はないから、これを検討願いたいという。

だったら、町当局の考え方をお尋ねいたします。

で、二つ目の質問に入っていいですね。

二つ目は、土地借上料の問題であります。825万7,000円の借上料が載って

いるわけですが、これは、何年分のやつで、何年分と何年分なのかも明示されていないので、わからないわけですね。ここの寺久保の土地が825万7,000円だというのは、非常に高過ぎるんじゃないかと思うんですよ。で、何か3年分だということのようではありますが、これは、だとすれば、ちゃんと予算計上のときに、説明の中になぜ入れられないんですか。議会で気がつかなければそのまま通るだろうということで、年度分は入れなかったのか。それとも、前年、27年分と26年分だから、この予算に加えるわけにはいかないということで、入れなかったのか。このような会計処理の仕方が正しいのかどうなのかについて、お尋ねしておきたいと思うんです。

三つ目の質問は、25年8月30日に、不動産の契約解除申し出を内容証明で送付しているということが言われているわけですが、いわゆる解除申し出をした後に、町当局はどのような取り組みをしたのか。解除申し込みを内容証明で送っておきながら、何らの手だてが打てないということであれば、これは何のために職員がいるのかわからなくなってくるわけで、その辺の具体的な説明を願いたいと思います。

四つ目については、26年1月21日、2月20日、原状回復措置のため、平面図、縦断図、湧水計画書、立木等の処分計画を提出したことになっておりますが、この計画書そのものは、私どもは全然寝耳に水でありますから、こういう計画書がつくられたとすれば、議会にきちんとこういう計画を提示してもらいたいと思う次第であります。

また、この計画書や平面図などについては、私を見る限りでは、これらの予算が計上されたという記憶はないんですね。だから、どこの予算を使って、何年度の何の予算を使って、このような計画図やなんかを作成したのか。私の知る限りでは、町の予算ってというのは、議会の議決を経ないものは、一銭も使うところはないはずですよ。こういう計画が予算計上されたという記憶は私にはないんで、もし計上されているとすれば、何年何月の予算で、どういう予算で計上して、こういう作業をしたということをご教示願いたいと思う次第であります。

六つ目の問題は、議会に対しては、25年の9月議会で、町長と企画財政課長が、財政運営上使用目的のない土地の借り上げはできないとして、土地借上料は予算をとっていないので、我々、このときから予算は取っていないので、土地は返したものだという認識で、私は少なくとも確認しておりました。しかし、実際には返していないということで、出されてきたわけでありますから。そうすると、この2年間は、何、これらの取り組みに対して、当局は何をやっていたのか。内容証明まで送っておいて、手だてが何も打たないで、そのまま放置しておいて、ことしになってから3年分の土地代だということ出されたってね、これは、私も一定期間議員やっていますが、川俣の会計の中で、こういう前例は、あるとすれば教えてください。私は初めてだと思うんです、こんな予算の提示の仕方というのは。そういうことが、ですので、そういう前例があるなら、教えていただきたいと思います。

七つ目ですが、そういう経過がありますから、議会も監査委員会もわからないところで行政が動いていたと。結局、議会には、予算も何も計上していないわけですから、

そこで動いているわけですから。このような行政執行は、正常なものと思っているのかどうなのか。正常なものと思っていないとすれば、どういう責任をとるのか。ここは明らかにしてもらいたいと思うんです。

また、この補正予算、私はこんなものを認めるわけにはまいりませんが、こういう出し方をしたとしてもですよ、原状回復の予算は計上されていないんですね。ということは、あと何年この土地を借りようとしているんだと。こんなでたらめな予算計上はないと思いますよ。返すために原状回復するんだとなったら、その工事費も何も載っていなかったら、どうやってやるんですか。その辺、載っているんだとすれば、どこに載っているか教えていただきたいと思うわけであります。

あとは、どこだっけな。25ページの、この学校管理費の中の体育館改造等設計業務委託料が368万2,000円。これは、備品購入費、いわゆる山木屋中学校建設事業1-91-100の13の委託料で出てくるんですが、さらにその下段の1-92-100の13。あ、同じか、これ。で、体育館改造建設業務委託料が同じ金額出てくるんですが、これは、片っ方は前年度分なんですか。どういうことなのか説明願いたいと思うんです。前年度だの前々年度の分だという予算の出し方されているんで、これも同じ金額だけでも、片っ方は前年度分なのかどうなのか、教えていただきたいと思うんです。

それから、学校建設事業費の中で、この費用は、全額、当然国・県から出るんだろうとは思いますが、その辺を確認しておきたいと思います。

それから、この学校建設事業、いわゆる、やってね、じゃあ、ここの学校に入ってくる子どもは何人おられるのか。その辺をお聞かせ願いたいと思う次第であります。

○議長（斎藤博美君） 教育次長。

○教育次長（増賀喜芳君） 山木屋小中学校の建設事業費のご質問に答弁をいたします。

初めに、1点目の小学校費と中学校費に、同じケースの体育館の設計業務が載っている関係でございますが、こちらにつきましては、国の福島再生加速化交付金事業を活用して整備を行う関係から、今回の計画は、小学校の施設を利用しまして、小中連携校で整備をする関係から、その交付金の申請に当たりまして、小学校分、中学校分というようなことで分けて申請をする関係から、この予算につきましては、分かれてございます。ただ、設計業務につきましては、その一本になる計画でございます。

次に、費用の関係でございますが、ただいま申しましたように、福島再生加速化交付金事業を活用いたしますので、その補助率は、それぞれちょっとメニューによって違うんですが、4分の3また3分の2の補助になっておりまして、残りの4分の1、3分の1につきましては、復興特別交付税によりまして措置をされますので、全額国の負担になる見込みでございます。

最後、3点目の建設整備をしまして、何人人が入るのかということでございますが、こちらにつきましては、まだ避難解除指示の時期が確定してございません。教育委員会といたしましては、避難時期の確定後に、それぞれの意向調査をすることで考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

議会の映像配信システムについては、議長より町長のほうに要請がされまして、この予算を計上したところでございます。

町としても、全協室のほうに配置はあったほうがいいかなとも思いますので、計上をさせていただいたところでございます。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ご質問にお答えいたします。

土地の借上料、13ページでございますが、内訳というふうなことで、26年度分が275万2,070円、27年度分が275万2,070円。こちら過年度分といたしまして550万4,140円の2年分に合わせまして、28年度275万2,070円で、このような計上となっております。明細、ご説明いたしませんで、申しわけございませんでした。

次に、25年の8月30日、借り入れの契約解除申し出の後、何をしていたのかというふうなことでございますが、25年の8月31日に地権者より解除申出書の返却が、町長に対してございました。

その後、質問状等ございまして、質問状に対する回答を25年の9月20日にしておりまして、土地を原状に回復することを約束いたしましたものでございます。

また、その中で、試掘について、遺跡があるということで、試掘についても町で実施していくというふうなことで、回答いたしましたところでございます。

また、11月6日につきましては、さきの撤回の申出書につきまして、原状回復するというふうなことで話をしましたので、その部分抜けておりました。そのため、さきの解除申出書を撤回いたしまして、改めて同日で、原状回復するというふうなことで、予算確保後に回復工事を実施するというふうな解除通知を出したところでございます。

また、26年1月21日に、本人より原状回復措置のための計画書の提出、平面図、横断図等の計画を求められまして、それに対しまして、2月20日、平面図、横断図等を地権者の方へお渡しいたしました。

で、2月26日に、また文書で、地権者より湧水計画について、改めて提出が求められたところでございます。

26年の12月12日、こちら、今回の賃貸とは直接関係ございませんが、除染が保留になっておりましたので、除染をするために地権者との同意が必要であるというふうなことで、地権者との打ち合わせを原災課で行ったというふうなこと。

で、この間、直接的な、お会いして話をするというふうなこと、なかなかできない状態となっております。電話あるいは通知等、また、電話にも出てもらえないというふうな状態が続いておりました。

で、28年の3月4日に、地権者より解体の跡地整理についての申し出を受けまし

て、水道管等ございまして、撤去することというふうな申し出を受け、それについての回答の督促を4月1日に受けまして、その後内部で種々検討いたしておったところでございます。

その後の経過というふうなことは、以上でございます。

原状回復のための計画書、予算を使ってつくったのかというふうなことでございますが、こちら、内部で作成いたしまして、予算等は使っておりません。

と、25年の9月、議会の皆様に返すというふうなことでお話ししていたものを、まだ返していなかったというふうなことで、この間ご説明いたしませんことに対して、おわび申し上げます。

また、今回の予算において、原状回復の予算はどうなっているのかというふうなことでございますが、その場所が遺跡の埋蔵地区というふうなこととなっておりますので、本予算書27ページに、1-98-30というふうなことで遺跡調査事務諸経費、埋蔵文化財試掘作業委託料というのを計上しております。

で、遺跡のある、なしによりまして、原状回復に関する費用、変わってきますので、まずはこれを上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

議会はわからなかったと。で、責任をどうとるのかというお質しでございますが、先ほど企画財政課長申し上げましたとおり、26年度以降は、交渉できない、お会いできないという状態が続いておりました。議会の皆様へは、原状回復の協議が再開されるなど、予算計上、そういった動きがあった時点で報告をしたいという考えでございました。

また、どう責任をとるかでございますが、まずは丁寧に地権者の方との協議を進めて、信頼を回復していきたいと。そして解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

また、今回のこのような事態になってしまった要因といたしましては、25年の8月に、町は返還すると、返却するという考えになりましたが、その際に丁寧な説明が欠けていて信頼を失ったこと。それに加えて、土地、財産などの、そういった住民との課題につきまして、早期の解決に向けて、積極的に弁護士さん、そういった専門家との協議ができなかったことが、考えております。

このため、先日であります、庁議におきまして、土地、財産などについて、住民の皆様との課題がある場合には、政策調整会議、庁議などにおいて議論を深めますとともに、積極的に弁護士などの専門家と協議をして、早期の解決を図ることを指示したところでございます。

また、25年の9月議会におきましては、有効な活用策が見い出せず、目的のないものについては、予算を使うことはできないと町長が答弁をしているところでございますが、こういった実際と異なってしまうような場合には、議会へその旨しっかりと

報告することについても、あわせて庁議の中で指示をしたところがございます。今後、同様の事例が発生しないよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。(発言する者あり)

○議長(斎藤博美君) 企画財政課長。

○企画財政課長(佐藤修一君) 図面でございますが、後ほど用意いたしまして、お配りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(斎藤博美君) 10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) 何点かお尋ねしたいんですが、まず、このような会計の出し方については、正しいのかどうなのかということについては、何らお答えになっていないんですね。きちっと質問に対して答えてもらわないと、3回きりできないわけですから。まあ、きちんと正して答えてもらいたいと思うんです。

こんな形で、3年分だってわかるわけがないでしょ。この予算書、どう見たって。こんな出し方というのは、正しいのかどうなのか。で、さかのぼって、いわゆる、はっきり言えば、議会も監査委員会も欺いて物事を進めてきたと言わざるを得ないんですよね。

で、先ほど企画財政課長は、この、図面の作成やなんか調査については、予算は使っていないと。内部でやったと。内部でやったということは、どなたかが家にでも持って行ってやったということなんですか。まさか、町の仕事を家に持って行ってやるということは、やらないでしょ。庁内で図面やなんか作成したわけでしょ。と、その賃金は、すると、カットして支払われているわけですか。予算は全然使っていないという言い分になると、そこまではっきりするんですね。

だから、そこら辺は、やっぱりきちんと答えてもらわないと困るんですよ。予算使わないままに、図面がつくられただの、調査が終わっただのなんていうことは、あり得ないはずですから。その辺は、明確にしてもらいたいと思うんです。

で、結局ね、ことしのこの補正を見ると、この、あれでしょ、遺跡調査の試掘をやるということにはなっているようではありますが、んじゃ試掘が終わったらば、すぐに原状回復の処置をしなかったらば、また来年もお借りするという、来年も、この275万2,000円何がしを払うということになるわけじゃないですか。そこら辺をきちっと、やっぱり対応してもらわなければ、これ、公金ですからね。住民の貴重なお金ですから、200万だろうと300万だろうと、きちんと、何にも使っていない土地に支払うわけですから。ここら辺ははっきりしてもらわないと、困ると思うんですよ。返すということを明記しておきながら、結局は3年分もまだ払わなくちゃならないという事態が起こった。

これは、結局この経過を見れば、顧問弁護士なんか抱えていたって、3年もぶん投げておいてから相談に行くような話では、どうにもなんないでしょう。じゃあ、その間何をやってたのかということと言わざるを得ないんですよね。その辺のことについても、きちんと報告願いたいと思う次第であります。

○議長(斎藤博美君) 企画財政課長。



○企画財政課長（佐藤修一君） まず、会計の出し方が正しいのかということでございますが、地方自治法施行令165条8の中で、過年度支出、出納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならないというふうなことで、これに当たっての予算の提出方法、その自治体ごとにとというふうな記載がございましたので、これにあわせて、区別しないで出してしまいました。わかりにくくなってしまいました、申しわけございませんでした。過年度分と現年度分、分けて出せばよかったかと思っております。申しわけございませんでした。

と、庁内で図面を作成というふうなこと、こちらの仕事の中でやっております、職員人件費についてはかかっておりますので、私の言い方の誤解を招いてしまいました、申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

まず、3年間何をやってきたかということでございますが、先ほど企財課長が申し上げましたとおり、交渉またはお会いするというをこちらから働きかけはしておりますが、結果として、会えないまたは交渉できないという状況が続いてしまいました。

また、今後でございますが、こちらにつきましては、せんだって私からも答弁させていただきましたが、目的がないものについては返すという方針、これは平成25年9月議会において、町長が答弁したところでございますが、目的がないものについては、目的がないものに予算を使うことはできないと。そういった方針に変更はございませんが、今後は、その方針を十分に踏まえつつ、同時に、原状回復のための整地、これを今後整地に要する経費について、今後精査する考えでありますので、そういったことも検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 質問。（発言する者あり）

確認できない。わかんなきや何か聞いてください、私に。

副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

すみません。漏れていたようで、申しわけありませんでした。

遺跡調査の試掘、その後はすぐに原状回復しなければならない。また地代がかかるのではないかというお話についての答弁が漏れていたかと思いますが、そちらについてお話をさせていただきます。

まず、今回遺跡調査の試掘ということで、予算を計上させていただいておりますが、この後、必要に応じまして、本調査というものをやらなければなりません。遺跡調査の試掘、本調査を経まして、原状回復に要する経費、そういったものについて、精査ができるというふうを考えております。

期間については、まだ試掘後の結果によりますので、期間については、まだはっきりとわからないところでございます。

以上、答弁でございます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） この問題の根本問題について、答えがないんですよ。結局、議会も監査委員もわからないような会計の出し方をして、そういう行政の執行は、正常だと言えるのかどうなのか。これは、誰も手を触れようのない話なんですよ。議会にも予算出ていないんですから、議会では手の触れようないでしょ。監査委員会だって、正しく行政が進んだのかどうなのかわからないところで、いろいろとやってきたわけでしょう。こういう行政の執行というのは、正しいのかどうなのか。こんなことがやられたのでは、もちろんこれ、今議会決算審査ですから、今度の決算審査の中には何にも出てこないんですよ。ざまあみると、こう、当局は見てつかもしんねえけども、決算審査にもあらわれないような動きを克明にいろいろとやったわけでしょ。こういう行政の執行って許せるんですか。

だから私は、あえて言ったんですよ。行政の執行のためには、予算というのは、議会の議決がなければ1円だって使えないシステムになっているんじゃないですかと。それを予算も出さない。それで、図面はつくりました、いや交渉はしました、調査はしましたと。こんなでたらめやってらっしゃんでは、どうにもなんないと思うんですよ。

だから、それは、こういう行政の進め方というのが、この、いいのかどうなのか。だから私は、あえて聞いたんですよ。こういう会計の処理というのは、川俣町の会計の中で、今まで例があるんですかということも、お尋ねしておりますね。例があるんだとすれば、ぜひお知らせ願いたいと思っていますところですよ。

それから、これはあれだと私は思うんですが、町当局は、教育委員会やなんかとこの試掘の問題、きちっと詰めているんですか。試掘やって、本調査に入るかどうかというのは、これはやってみないとわからないことです、まさに。だけでも、この、試掘だけで済むということが相当多いんですよ。だから、そうすると、何もここら辺をきちんと調整をしてやれば、試掘が終わった時点だけで、これは対策はできるわけだし。だから、そういうことは、やっぱり庁内が、とにかく風が通っていないんですね、私が見ているところによると。だから、こういうことが平気で行われるということになってしまうんであって。

で、これら、この、いずれにしろ何にも使わない土地ね、825万7,000円も余計に出さなくちゃなんねなくなった、この責任は誰がとるんですか。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

まず、議会または監査委員の方にもわからない、そういった会計処理は正しいのかという、または行政執行としてはどうかというお質しでございますが、こちらにつき、会計処理という点につきましては、先ほど企画財政課長が答弁したように、過年度支出という制度がございますので、会計処理としては、問題はないというふうに考えております。ただ、一方で、行政執行上はどうかということについては、こちらについ

ては、反省すべきところが多々あると考えております。

まず、その反省すべき点であります。まずは、やはり25年の8月に町が継続して借りるといところから、同じ25年の8月に返すという方針が変わったときに、丁寧に地権者の方へ説明をできなかったということが、これは大きく反省すべき点だと思います。これによって信頼を失って、協議が全くできなかったという状態になったと考えております。

また、もう1点、25年の9月議会において町長から、目的がないものについては、目的がないものは予算を使うことはできないと答弁をしておりますが、結果として、地権者の方と協議ができず、原状回復もできず、借りたままになっていること。この事実については、反省すべきというふうに考えております。

以上の反省点から、町といたしましては、先ほど答弁をいたしました。まずは地権者への丁寧な説明を改めて行うとともに、今後こういった事案が発生しないように、積極的に弁護士さん、弁護士と協議を行うということを庁議の中で確認をしたところでございます。加えて、議会において発言した内容と異なる場合には、議会へもしっかりとその旨を説明するというを私から各課長に指示したところでございます。

また、最後に、責任は誰がとるかということでございますが、こちらにつきましては、町長または私副町長、当然それは首長、副町長として業務をやっておりますので、最終的には町長、副町長、私どもの責任になるというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 遺跡調査の試掘、内部で詰めているのかというふうなお質でございますが、これにつきましては、生涯学習課と相談しながら進めておまして、県の文化財調査課ですか、そちらとのやりとりにつきましては、生涯学習課を通じてお願いしております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 質疑を。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお伺いしたいんですが、まず、歳入でございますが、予算書9ページに、財産売払収入が600万ほど載っているんでございますが、これの内訳についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから、支出のほうで、13ページなんですけども、町有財産の管理費で、設計業務委託料500万、これ大作の集会所にかかわる設計業務委託料だと、こういうふうにお聞きしているんですけども。福祉センターの跡につくる集会施設ということで、大作地区の皆さんはもちろんでございますが、南自治会全体での果たすべき役割も大きいかと思っております。

そういった中で、少子高齢化が進む中で、これまでの集会所の持っている機能だけでは、大変不十分ではないかと私は思うわけでありまして、地域の方々もいろんな機能をこの集会所には、今求めている段階があると思うんですね。ですから、地域の

方々の意向というものが、これから設計業務をやるわけでありますから、大作自治会の皆さんはもちろんであります、南自治会等との協議等も十分に踏まえた上で、設計業務をやるべきだと、こういうふうに思っているわけでありますが、その辺の町の方針について伺いをいたしたいと思えます。

次に、17ページの共同墓地の災害復旧補助金。新たに要綱をつくって、今回500万、上限200万でございますから、500万ということで予算計上されているわけでありますが、今現在で想定されている対象墓地等があるのであれば、お知らせをいただきたいなど、こういうふうに思えます。

それから、予算書に載っていないんですけども、前々から私も指摘をし、当局も大変前向きな回答をいただいているわけですけど、27年の3月19日の予算審査特別委員会で、私が臨時職員等のばらばらになっている雇用、嘱託、臨時、いろんな使い方をして、ばらばらになって、雇用保険も入っている人もいれば、ない人もいます。あるいは賃金体系もばらばらだと。

これについては、当時の回答で、臨時職員にかかわります雇用形態、雇用の条件なども含めまして、ご提言いただきましたような統一した形で整理を行って、全庁的に統一できるよう対応を考えてまいりますと、こういうことの答弁だったんですけど。28年度の当初予算にも出てきませんし、6月も出てきませんし、さらに9月議会もこれ、出てこないわけでありますが、27年3月ですから、もう1年過ぎているわけですね。この取り組みは、いつになったら具現化をして提案をされるようになるのか、その辺質しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 質問にご答弁いたします。

まず、町有地売払収入でございますが、5件ほどございました。一番大きいのは、大清水の福島交通のあるところの角地、そこが一番大きいというふうなことで、詳細は今手元にはございませんので、まず件数だけお知らせいたします。あと、詳細については、後ほど調べましてお答えしたいと思えます。

支出のほう、大作地区の集会所というふうなことで、大作地区の皆様とは、協議を重ねておりますが、南自治会の方との協議、まだ持っておりませんので、今後、議員おっしゃるとおり、南自治会の方々とも協議をしながら進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

あと、人件費の問題でございますが、ただいま、今現在臨時職員48名、嘱託職員4名、委託職員が36名、合計88名というふうな、委託であったり嘱託であったりという、議員ご指摘ございましたとおりの状況となっております。

それにつきまして、精査したいというふうなことで話し合いをしておりますが、勤務条件等、なかなかすり合わせがまだできておりませんので、今年度中には何とか整理して、お示ししたいというふうなことで、人事担当課とも協議しながら進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 補正予算7ページの墓地、共同墓地災害復旧事業補助金でございますけれども、のご質問でございますが、共同墓地災害に伴いまして、被害を受けた共同墓地は、今現在把握しているところで6カ所でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） この5件の場所はわからないの。

町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 大変申しわけございませんでした。

墓地名で申し上げて、よろしいでしょうか。大綱木大木田共同墓地、飯坂城ノ倉霊園の一部でございます。飯坂赤坂共同墓地、あと小島田ノ入共同墓地、羽田の鷲ノ森共同墓地でございます。

なお、玉泉寺さんのほうでもあるんでございますけれども、今これのほうは調査中でございます。あと、そのほか1カ所程度ということで、連絡があったんですが、これはちょっとまだ明確なところが流動的なものですから、今のところ6カ所ということで、概算ということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 売払収入の件については、後で一覧表でもいただければと思いますので、結構ですが。

この大作の設計なんですけど、まあ、何ていうんですかね、こう、設計図ができてから地元と協議しても、大して意味ないと思うんですよ。ですから、設計屋さんが決まったときに、設計屋さん地域の方々と一緒になって、このつくっていくというスタイルにすれば、後での苦情も少ないですし、地域の方々がその集会所をどう利用するのかによって、畳敷きにするのかフロアにするのかというのは、これ、大きく違いますよね。私のほうの福沢公民館も、要望で畳を張りかえしたらば、その後、今度フロアでないとだめだということで、もう一回フロアにしたつう経過もありますよね。

だから、ほれは少子高齢化が進んで、子どもも高齢者もともに集える場所というふうに考えていくと、やっぱりフロアのほうが利用勝手が広いというか、多方面に使えるというか、卓球もできるし、みんなして腰が足が弱いですから、今は椅子のほうがいいということもあまして、そんなふうに変ってきているわけでございますから。やっぱり地域の人と設計屋さんが共同でつくるような、そういった取り組みをぜひ進めていただいて、地域の方々みんなが喜べるような、そして子どもさんも高齢者の方も一緒に集えるような集会施設にぜひしていただきたいなと思いますので、その辺、えてして、つくってしまってから説明するようなイメージが、行政、大変最近強いんで、そうならないようにぜひお願いしたいと思いますので、もう一度ご確認をいただきたいと思います。

それから、臨時職員の件ですけども、これ、公民館の館長さんの連絡協議会つう

のもあって、再三毎年ね、改善要望が出ているわけでありますが。その中で、本年の4月の25日に、職務代理の伊藤さんからこの回答があるんだけど、これちょっとね、私、問題ではないかなと思うんですけど。公民館主事の社会保険の加入要望についてということについて、公民館主事は教育委員会が任命し、その労働の対価は報償費としてお支払いしております。このため、公民館主事と社会保険適用事業所である川俣町は、直接雇用の関係にないことから、現在の雇用形態では社会保険の加入要件を満たさないため、社会保険に加入することはできませんと、こう言っているわけだね。

だから、ほれは現行制度をあわせればそういう話なんだろうけど、要望している趣旨は違いますよね。法律的に、今の賃金でなくて報償費で払ってっから、雇用関係でねえんだっつうのは、まあ民間で言えばですよ、悪く言えばブラック企業のやり方みたいな話じゃないですか。実際は、誰が見ても雇用関係にあるっつうのは、これ、実態的にはですよ、明確でもあるにもかかわらず、いや、報償費で払っているから、賃金でねえから、社会保険にはいんにんだと、入れないんですよと、こう言っているわけだよ、これ。そういうやり方っつうのは、法の網目をくぐって、雇用権者としての法的責任を果たさないというふうな言いわけに通用するような回答はいかがなものかと、こう思うんですけども。やっぱり、要望されたことについて前向きに考えればそうではなくて、じゃあ、報償費でなくて、ほんじゃあ賃金で払うのかという話にも、本当は転換しなくちゃいけないですよ。27年の3月の、この予算委員会の当時の企画財政課長の答弁の趣旨から言えば。その辺についてのこの考え方ですね、ぜひ、改める気があるのかどうかね。直接雇用関係にあるのは、電話交換手さんだっって同じでしょ。委託していますっつったって、直接雇用しているのと同じですから、皆さん。

だからその辺は、法律のこの条文で逃げるのではなくて、やっぱり実態にあって、やっぱり働いている人たちが、希望を持って楽しく働ける環境を整えるのは、雇用権者としての当たり前の義務だと思いますから、雇用権者だっつう意識があるのかどうかですね。これ、お伺いしたいんですけど。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 大作集会所の設計の件につきまして、ご助言いただきありがとうございます。議員おっしゃるとおり、設計段階から地元の方々と協議しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

直接町が雇用しているという認識があるかどうかというお質しでございますが、町といたしましても、当然そういった認識は持っております。そのため、今現在88名いらっしゃいます委託または嘱託の方、いろいろ精査に向けて今相談をしているところでございます。

先ほど企画財政課長が答弁いたしましたとおり、勤務状況について、まだすり合わせができていないところがありますので、こちらについては、年度内、今年度中を目

途に精査を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ぜひ、副町長、そのようにやっていただきたいと思います。

それと、集会所の設計の件ですけど、大作だけでなく、今回、東福沢の消防屯所も予算出ていますよね。ですから、これは総務課所管だと思うんですけど、やっぱりほの、全ての地域のコミュニティーの施設つつうのは、誰が使うのかつつたら、地域住民の方々が使うわけでありますから、そういった消防屯所という名前にはなっていますけど、地域の集会所としても使うというふうなふうにお伺いしておりますので、やっぱり地域の人と一緒につくっていく。まさに、町長が言う協働というのは、そういうことだと私は思うんですけど。できちゃって説明に行くんじゃなくて、そういった施設も、あらゆる施設全て、やっぱり地域の人たちと膝を交えてつくっていくんだ、設計していくんだ。そして使い勝手のいいものをつくって、1人でも多くの人に利用してもらいたいという、こういう姿勢で臨んでいただきたいんですが、総務課長、そちらはどうでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

東福沢の消防屯所、今年度、設計等やっていく予定でございます。その設計の際も、地元の行政区なり分団等協議をしながら、地域に合った形の集会所を目指してつくろうとしております。そういった議員のご指摘もございますので、ぜひ地元のほうと積極的に協議をして建設をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで休憩いたします。再開は11時15分です。

（午前11時01分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 質疑ありませんか。

1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） まず15ページなんですありますが、中ほどの工事請負費で、井戸掘削工事費については、これ何件あるのか。これ、皆1件につき同じ金額なのか、お知らせを願いたいと思います。

あとは21ページですありますが、工業団地事業費の中で、企業立地促進補助金、これ町単独とありますが、そのほかに国とか県の補助メニューがあつて、それは要望はなかったのかどうか。で、そういうものを企業に知らせているかどうか、お伺いしたいと思います。

23ページの消防施設整備事業費の中で、用地購入費がありますが、この東福沢の

消防屯所については、場所をお知らせを願いたいと思います。

以上です。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） それでは、井戸掘削工事の関係でお答えをさせていただきます。

今回の補正額でございますが、一番大きなところは、これまで不調だったところ4カ所ですね、最長200メートルで見積もりをとった部分が一番大きな要因でございます。4カ所で、1カ所当たり約3,400万円ぐらいになります。（発言する者あり）すみません。すみません。失礼いたしました。4カ所で、5,584万1,000円でございます。失礼いたしました。1カ所当たりになりますと、1,396万円程度でございます。深くなった分、やはりこう、金額的には高いものになってございます。

なお、補正額の出し方でございますが、単純に不調4カ所分だけではなくて、当初予算と比較する中で、27年度申請分が28年度に実施ときばなった分8カ所。それから、当初から予定していました28年度の実施計画分40カ所。これらを足し込んで、不調の4カ所分を足し込みまして、当初予算と比較したところで、不足する分6,790万円を計上させていただいたものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

21ページの企業立地補助金2,000万円、こちら町単独分でございますが、その他国・県の補助金を知らせているのかというようなご質問でございましたが、こちらにつきましては、まず、補正予算の2,000万につきましては、きのう一般質問の中でも答弁させていただきました、企業に対して考えているものでございます。また、国・県の補助金等につきましては、企業のほうにはお知らせして、企業のほうも今回津波立地補助金の申請を行っているところでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えします。

東福沢の屯所の用地購入費でございます。3筆ございます。東福沢字糠戸内8-1番、雑種地で883平米。これは所有が旧旭建設の資材置き場だったところであります。競売物件で、町の顧問弁護士と清算人の弁護士との話し合いで、380万で今回譲り受けるというような状況でございます。

あと2筆は、糠戸内8-2、124平米と糠戸内21-1の42平米であります。それは、不動産評価によって、平米9,540円で今回購入するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 15ページの井戸掘削であります。これで、今年度でこの補正予算で全て終了するのか、ご説明を願いたいと思います。



消防屯所であります、屯所の大きさ等はまだ決まっていないのでしょうか。場所だけで、まだ設計等はやっていないということで。答弁願います。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 井戸掘削の件でお答えをいたします。

現在のところ、お申し込みがあったのが216件でございます。そのうち197件を井戸掘削を終えたところでございます。この先、まだ未実施ということで、今19件が残っております。

これで終了かというお尋ねですが、まだまだ悩んでおられる方もおるかと思えます。新たなお申し出があれば、それは対応していくつもりでございます。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えします。

まだ設計等はやっておりません。先日、地元の行政区長さんなり、分団の幹部の方に集まっていたいて、第1回目の会合を開き、今後どのような施設をつくるか、今後詳細な設計をつくっていきたいと考えております。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 井戸掘削であります、1件につき1,396万とかなり高額になっていると思いますが、これは入札とかそれをやったのかどうか、どういった経過で1,396万になったのか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 井戸工事費の見積もりの関係でございますが、こちらは業者の参考見積もりをとった中で、予算化を上げさせていただきました。入札については、今後でございます。

以上です。

○議長（斎藤博美君） ほかに質問ありませんか。

11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） 今の15ページの井戸掘削事業でありますけど、残り10何件ですか。で、現実には、今あったとおり、200メートルというようなところも、私も聞いてはいますけど、200メートル以上になれば、通常の100ボルトの単相のポンプでは上がらないから、当然単相200ボルトになるからと、上がるのはわかるんですけど。

今、現実には、この問題だらけと言われる復興加速化交付金でありますけど、それで対応するという事なんですけど。現実には、この、何ていうか、戻るとか戻らないとかと決めかねている人が圧倒的に多数なんです。

現実には、災害公営住宅に入った人だって、とてもこういうところには居れないと。で、昼間、家に帰っているんだけど、結局まだ水が出ないと。で、締め切ってしまったと。じゃあ、そういう人はどうすんだと。たとえ避難したって国民の1人ですから、快適な生活を求める権利というのは憲法上もあるわけですから。これは当然、でたらめ交付金ではありますけど、きちんとやっぱり対応すべきだと私は思うんです。そうい

う点では、これから、例えば今も総務課で対応していた井戸修理費の20万も、これもうなくなったというふうに聞いております。

そういう点では、これから、じゃあ、具体的にどういう対応策を考えればいいのかと。せっかく住民支援係という担当もあるわけですから、復興加速化金で終わったと簡単に言われましても、ああそうですかというわけにはいかないわけですよ、現実には。生活丸ごと移動されたわけですから。それぞれの問題、課題、抱えているわけですよ。そういう点では、具体的にどういう対応をするのかと。

あともう一つは、先ほどから問題になっている土地借上料でありますね。で、先ほどから聞いていると、会計処理上は問題ないと。じゃあ、会計処理上は問題ないとしても、地方財政法の運用上の地方財政法の問題で、問題は全くないのか。地方財政法は財政の民主的によって大原則があるわけですね。その部分で全く問題にならないということは、私はないと思うんで、それだけは聞いておきます。

あともう一つは、その責任は町長及び副町長と言っていますが、その法的根拠は何でしょうか。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 井戸の例でご質問があった件で、お答えをさせていただきます。

やはり意向調査も見ている中では、随分と悩んでおられる状況というのはわかります。戸別訪問する中でも、決めかねているという言葉はよく聞きます。

どう対応していくかということなんですが、例えば加速化交付金がいつまでという話が、今はあるわけじゃありませんが、そういうものがたとえ示されたとしても、先ごろ国に対して行いました避難指示解除に向けた要望活動、そんな中でも、国としては、避難指示解除後も政府一丸となって支援していくという言葉がございますので、私ども、悩ましいことが出てまいりましたら、やはり協議のテーブルを設けていただいて、一生懸命訴えていく。そして解決策を導いていくということをしていくことが重要なのかなというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 土地の借上料について、地方財政法上の問題はというお質しでございますが、過年度支出につきましては、地方自治法施行令に定められておりますので、地方自治法上は問題がないというふうなことで、財政法上も問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 答弁を申し上げます。

先ほど私が申しあげました責任の所在はというところで、町長、副町長というふうにお答えをいたしました。

まず、地方自治法147条でございますが、これは首長の統括代表権を示したもの

でございます。地方団体の長は、当該地方団体を統轄し、これを代表するという条項がございます。また、続いての148条でございますが、これは、地方公共団体の長は、地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行するというものでございます。この二つの法律によりまして、首長については、地方公共団体の事務について包括的に管理執行権限を有することになりますが、管理執行権を有することは、裏を返せば責任があるというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） 地方財政法、問題ないという、今のその147条、148条、これ憲法94条から起因していることだと思うんで、これは確認しておきます。

あともう一つ、井戸掘削事業なんですけど、ご存じのとおり復興加速化交付金制度というのは、本当に穴だらけででたらめきわまりないと言われていまして、各市町村、皆そうです、これ。ここはあんまり、避難しているのは一部だけだから、皆さんあんまり認識ないと思うんですけど、知っている人全部避難してみなさい。あの制度がほとんど抜け殻なんていうの、はっきりわかりますから。でたらめきわまりない制度ですから。それであっても、やらざるを得ないんでしょうから。それはもとを正せば、基本的にこの前本部長が言ったとおり、避難解除はスタートだと。スタートというのは、ゴールがあってスタートですから。スタートしたら全然反対方向へ行くというのもあり得るんで、そこはきちんと対応してもらいたいというふうに思います。

で、具体的に言うならば、今度つくられるであろう、円卓会議だか座卓会議だか食卓会議だかわかりませんが、そこも含めて、きちんとやっぱり行政長として、いわゆる行政執行権の持つ憲法94条で言う、その法に基づいてきちんと対応していくことをお約束できますか。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

山木屋地区の避難指示解除に関連したお話でございますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、避難指示解除というのは、本当に出発点、スタート点であるというお話でございますが、全くそのとおりでございます。ほんとうに出発点にすぎず、本当の復興または安心して皆さんが帰還できる環境整備には、本当にこれからスタートして長い道のりになるというふうに考えております。

その中で、今回円卓会議という形で、まだ仮称ではありますが、円卓会議という形で、国やまたは私ども町や、またはいろんな関係団体の方がお会いになる会議、これを持ちたいということで、今考えておるところではございますが、そういった円卓会議、そういったものを開催して、住民の方から直接お声をいただくことで、しっかりと復興事業または帰還後の生活再建に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありますか。

6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） 6番、新関です。

この補正予算の11ページには、財政調整基金の繰入金が計上されておるわけですが、これらの7,584万というのは、何会計からなのか、どんなあれから、前年度の決算に基づいた積立金なのか、その辺をお答えいただきたいんですが。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 11ページ、財政調整基金繰入金の7,584万円ですが、こちら財政調整基金から今回の一般会計補正予算の財源不足を補うため、繰り入れておるものでございまして、財調残高7億3,825万4,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） 基金からの繰り入れということでございまして、そうなりますと、27年度の実質収支の残で1億7,600万ほどの収支の残があるわけですが、その50%が基金繰入金だというふうに明示されておるわけですが、その金額ではないわけですね、当然あわないから。あくまでもこれは財政調整基金からの繰り入れだと、そういったことでいいわけですね。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ご質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 先ほどの資料の請求がありました。できたので配付します。資料配付します。（資料配付）

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ただいまお手元に資料を配付させていただきました。

その資料の中で、町有売払一覧表、こちら、私先ほど5件の土地と申し上げましたが、9件でございましたので、訂正お願いいたします。

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第3，議案第86号「平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点ほどお伺いいたしますが、1点は、山木屋診療所の指定管理者制度に伴う委託料といたしますか、731万なんですけど、これ、半年分だと思えますよね。で、算定の根拠と、あと、多分指定管理者制度ですから、収入も見込んでいるんだと思えますけども、一日、診療所、週2日診療しまして、どのくらいの利用者数を想定しているのか、お伺いしたいと思います。

それから、今般の決算に基づいて繰越金2,600万に、こうなっているんですけど、27年度の決算を見ると、国民健康保険の基金は1億1,200万ですかね、年度末になっているんですけど。このペースで行きますと、いわゆる国が言う基金に2カ月分だけかな、多分医療費の2カ月分を蓄えなさいというふうな財政運営上の指針があると思えますけど、それに対してはどの程度の充足率になっていくのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

まず、1点目の山木屋診療所の委託料731万円の根拠でございますが、収入のほう、診療収入といたしまして26万6,000円を見ております。これは、先ほどの二つ目の質問になるんですけども、診療の平均の利用者ですね、1人と見ておまして、46日間分でございます。26万6,000円を見ております。あとは、保険事業収入ということで、22万6,000円。こちらは予防接種、県民健康調査等の事業収入を見ておまして、収入のほうがこの二つになります。

あと、経費なんですけど、人件費といたしまして、医師、看護師、従業員3人分の人件費で、528万1,000円が人件費でございます。あと、事業費といたしまして、こちらは薬品、材料費等になりますが、30万3,000円。あとは、事務費等で221万8,000円。こちらは保険料とか事務消耗品等になってございまして、経費の合計が780万2,000円になります。

そこから、先ほど申し上げました収入、診療収入と保険事業の収入を引きますと、731万円が残ります。この額が、今般町のほうで委託料として算出されたものでございます。

震災前との比較なんですけれども、震災前は週3日でございました。そこで、収入のほう、年間診療収入のほう、680万円ほどありました。なものですから、ここで、収入のほうで極端に26万6,000円と、ほの半年分で見てもございませぬので、約300何ぼですか、320万ほども減額になっている状況でございます。

あと、また人件費から事務費までの震災前の経費の合計ですが、1,123万円でございます。ここから先ほどの680万円を引いて、震災前の指定管理者への委託料は、443万円ほど支払っておりましたけれども、経費のほうも、やはり人件費等単

価も上がってございますので、単純にその半額というわけにはいかないということでございます。

以上、731万円の根拠でございます。

あとは、3点目の国保の基金ですね。議員おっしゃいますとおり、今1億1,000万ほど基金にあります。これ、条例のほうで、過去3年分の保険給付費の平均の4分の1に達するまで積み立てていいということになってございます。町のほうでは、まだまだ積み立てる状況にはございます。

充足率ですね。ちょっと今、約半分だと思います。あと、詳しい数値お示ししますので、すみませんが、後で数値お示ししますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありますか。

6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） 間違いないように質問します。

で、これ、会計のことなんですけど、1ページで歳入のほうなんですけど、繰越金2,600万の補正前の額に対しまして、補正額が68万8,000円だと。で、2,668万8,000円ということは、この繰越金等につきましては、27年度の会計年度の実質収支の差がここに計上されておるわけでございますけれども、これも、27年度の会計が承認される前に、もう既に28年度の補正を審議すると。こういったことは、手続上差し支えないからこういった慣例的になっていると思うんですが、その辺の考え方と、実質的にここに計上されております金額2,668万8,000円で、実質収支のほうは、2,668万9,000円というふうなことでございまして、1,000円の調整額がついているわけでございますが、その辺の考え方についてお聞かせをいただきたい。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

国保の特別会計実質収支に関する調書、歳入総額から歳出総額を引きまして、実質の収支額は2,668万9,000円でございます。ただ、この28年の当初予算におきましては、2月に積算しているところでございますので、繰越金は1,000万円と。何ですかその、大きくは見込んでございませんで、1,000万の当初予算を繰越金で見たところでございます。

今般、収支のほうが確定いたしまして、若干、均等繰り入れて保険料とか減額したところがございます。繰越金も若干充てておりまして、その差額で68万8,000円ほど増額になったものですから、9月の定例会におきまして、繰越額が見込みより68万8,000円ほど多くなったということで、2,668万8,000円としたところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） そうしますと、27年度の事業年度に対しましての決算承認をする前に、予測としてその1,000円を調整としてここに計上をする。差があつから

計上されているのか。あるいは、本来でありますと、27年度の決算が承認され、そしてその額が28年度の補正予算に反映するものというふうに考えたんですが、こういった会計の流れが、これでいいのかどうか。そのことについて確認をいたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで昼食にします。再開は午後1時からにします。  
(午前11時52分)

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。  
(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 答弁。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 新関議員のご質問にお答えします。

今回の補正予算において、決算の認定を上げている中で、まだ決算の認定確定していないにもかかわらず、繰越金については上げてもいいのかというふうな質問かと理解いたします。

それにつきましては、決算につきましては確定しておりますので、今般補正予算として計上させていただいております。また、決算とあわせまして、補正予算上げることにより、よりわかりやすくなるということもございまして、繰越金につきましては、決算とあわせまして補正計上するというふうなことでやっておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁申し上げます。

先ほど基金積立金の額、詳しい数値わからなかったものですから、調べてまいりました。現在、川俣町の基金の残高は1億1,268万6,561円でございます。あと、町条例によりまして、前3カ年の平均保険給付費の4分の1に相当する額まで積み立てることができることになっております。その額が2億7,190万7,000円でございますので、充足率は41.44%になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第4，議案第87号「平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第5，議案第88号「平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第6，議案第89号「平成28年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお伺いしますが、3ページですかね、補正予算の。3ページの配水池整備工事、配水管布設替工事というのがございまして、課長の説明だと215メートルの石綿セメント管の取りかえ工事がこの中にあるということなんですが、私の記憶では、10年くらい前だと思うんですが、石綿セメント管の更新につい



ては、計画書、町でつくって計画的に進めていくような話ありましたですよ。

それで、今現在石綿セメント管は、あと残り何メートル延長ありまして、今のペースで行くと何年度完了になるんだか、お聞きをしたいんですが。

○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問にお答えいたします。

石綿セメント管の更新、老朽管の更新でございますが、全体に係る分については、今ちょっと手元に資料がございませんので、資料をお出ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。後ほど提示したいと思ひます。

○議長（斎藤博美君） いいですか。そういうことで。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今ないということであれば、しょうがないんですけど、ぜひ、こう、計画持っているわけだから、その進捗率なり、あと残り何ぼで、今のまま行ったらいつごろ終わるんだという、多分もうかなりおくらせているはずですよ。更新計画がね。当初の計画に比べておくらせているんでないかと思うんで、ぜひ、会期中にいただければ幸いです。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第7、議案第90号「平成28年度川俣町小島財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第8，議案第91号「平成28年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第9，議案第92号「平成28年度川俣町大綱木財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） この大綱木財産区については、前にも解散したい旨の声が出されたりということがいろいろあったんですが、この補助が入ったことによって、それがどのような、損害賠償金が入ったので、若干これで生き延びられるのかなとも考えられるんですが、その辺の見通しはどういうふうに考えていますか。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

大綱木財産区については、以前、管理者会のほうで解散をする旨の話がございました。ですが、今回東電の賠償金が入るということで、当面はやっていけるというふうなご判断をさせていただいているところです。今後、総額予算の推移を見ながら、また管理者会のほうで判断をなさるのかなと思いますので、その推移を見守りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（斎藤博美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから、決算常任委員会を開催していただきます。なお、委員会の運営については、委員長にお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時10分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 齋藤博美

同 署名議員 新関善三

同 署名議員 黒沢敏雄